

静岡市環境大学2018 講座報告 11日目

演題：廃棄物とリサイクル～容器リサイクル法におけるプラスチック製容器包装～

環境カウンセラー 瀬本 豊久 様

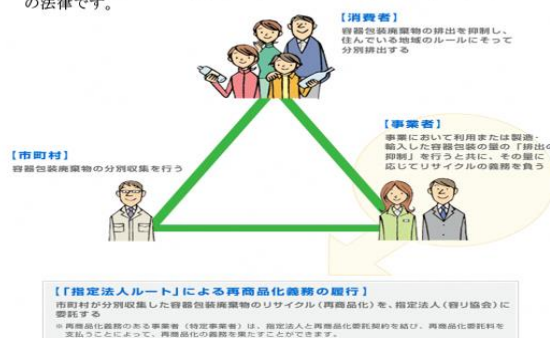
場所：しずもーる沼上3階研修室

日時：平成30年10月27日（土）10時45分から12時00分まで



容器法における各主体の役割分担

容器包装リサイクル法は、家庭から出るごみの6割（容積比）を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律です。



講義のポイント

要点1：リサイクルの方法

- 材料リサイクル（マテリアルリサイクル） --- ごみを原料として再利用すること。
- サーマルリサイクル --- 廃棄物から熱エネルギーを回収して有効利用を行うこと。
- ケミカルリサイクル --- 分解などの化学的工程により再商品化すること。

要点2：容器リサイクル法と拡大生産者責任

- 容器リサイクル法とは、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて、資源の有効活用の確保を図る目的で制定された法律である。
- 容器法と拡大生産者責任とは、家庭ごみの処理・処分は市町村の固有事務として行ってきたが、膨大な費用がかかるため責任分担を見直し、市町村が収集した後のリサイクル（再商品化）については、容器包装にかかわって事業を行っている事業者、リサイクル（再商品化）の義務を課すことにした。

要点3：再商品化費用の負担

- 容器包装リサイクル法は、特定事業者（容器包装を製造・輸入・利用等する事業者）が自らの容器包装廃棄物の排出量（製造量）に応じた再商品化費用を負担する。

受講生の感想など

- ★リサイクルをやれば、全部有効になると思っていたが意外だった。
- ★廃棄物収集運搬業をしていますが、日々の業務の中で感じる矛盾点など、はっきりと言って頂いており、より一層現状のリサイクルについての理解が深まりました。イメージではなく現実の数字で考える事が大切だと分かりました。